

令和7年第4回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和7年12月19日

議 案

議案第78号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第79号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）

議案第80号 令和7年度瑞穂水道事業会計補正予算（第1号）

議案第78号

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

民間給与との較差に基づく人事院勧告（令和7年8月7日付け）に伴い、市職員の期末手当、勤勉手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2, 900円」を「1万3, 500円」に改め、同号カ中「1万5, 800円」を「1万6, 600円」に改め、同号キ中「1万8, 700円」を「1万9, 700円」に改め、同号ク中「2万1, 600円」を「2万2, 800円」に改め、同号ケ中「2万4, 400円」を「2万5, 900円」に改め、同号コ中「2万6, 200円」を「2万9, 100円」に改め、同号サ中「2万8, 000円」を「3万2, 300円」に改め、同号シ中「2万9, 800円」を「3万5, 500円」に改め、同号ス中「3万1, 600円」を「3万8, 700円」に改める。

第23条第1項中「、4, 400円」を「、4, 700円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に改め、同条第2項中「、2万2, 000円」を「、2万3, 500円」に改める。

第23条の4第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60）」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5）」とあるのは「100分の62.5）」と」を加える。

第23条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125）」の次に「、12月に支給する場合は100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合は100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200

	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		

	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				
	88	266,800	306,400	356,500				
	89	267,100	306,700	356,700				
	90	267,400	307,000	357,100				
	91	267,700	307,300	357,500				
	92	268,000	307,600	357,900				
	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定 年 前		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円

再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300
	2	223,600	256,800	294,400	307,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300
	4	227,100	261,200	295,400	308,800
	5	228,800	263,400	295,800	309,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400
	8	234,200	266,100	297,200	310,800
	9	235,900	266,900	297,600	311,300
	10	237,800	268,000	298,100	311,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400
	12	241,600	270,000	299,100	312,900
	13	243,400	270,800	299,500	313,300
	14	245,400	271,500	300,000	313,900
	15	247,400	272,200	300,400	314,600
	16	249,400	273,000	300,900	315,200
	17	251,400	274,100	301,400	315,800
	18	253,400	275,000	301,800	316,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500
	20	257,500	276,800	302,700	318,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200
	22	260,600	278,800	303,600	320,100
	23	261,700	279,700	304,100	321,000
	24	262,800	280,700	304,500	321,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600
	26	264,700	282,400	305,600	323,400
	27	265,600	283,300	306,300	324,300
	28	266,400	284,200	307,000	325,200

	29	267,200	285,200	307,700	325,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000
	31	268,600	286,600	309,100	328,100
	32	269,300	287,300	309,900	329,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200
	35	271,300	289,000	312,100	332,300
	36	271,800	289,400	312,800	333,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500
	38	273,100	290,400	314,300	335,600
	39	273,800	290,900	315,100	336,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800
	41	275,200	291,700	316,500	338,600
	42	275,800	292,200	317,400	339,700
	43	276,500	292,600	318,400	340,800
	44	277,100	293,100	319,300	341,800
	45	277,900	293,600	320,100	342,700
	46	278,600	294,000	321,100	343,600
	47	279,300	294,500	322,100	344,600
	48	279,900	294,900	323,000	345,600
	49	280,400	295,400	323,900	346,800
	50	280,900	295,800	324,800	348,100
	51	281,300	296,300	325,800	349,300
	52	281,700	296,800	326,800	350,500
	53	282,000	297,200	327,600	351,400
	54	282,500	297,600	328,500	352,600
	55	282,900	298,100	329,500	353,700
	56	283,300	298,500	330,400	355,000
	57	283,700	299,000	331,300	356,000
	58	284,100	299,700	332,200	356,900
	59	284,400	300,400	333,200	358,000
	60	284,700	301,100	334,100	359,200
	61	285,100	301,800	335,000	360,300
	62	285,500	302,700	336,100	361,500
	63	285,900	303,600	337,300	362,700
	64	286,200	304,300	338,500	363,700
	65	286,500	305,000	339,200	364,700
	66	286,900	305,900	340,300	365,700
	67	287,300	306,700	341,400	366,800
	68	287,600	307,500	342,300	367,900
	69	288,000	308,200	343,400	368,700
	70	288,500	309,100	344,100	369,800
	71	288,900	310,000	345,200	370,900
	72	289,200	310,800	346,300	371,900
	73	289,600	311,700	347,400	372,600

	74	290,100	312,500	348,600	373,400
	75	290,600	313,400	349,700	374,200
	76	291,100	314,300	350,800	374,900
	77	291,600	315,100	351,900	375,500
	78	292,100	316,000	353,000	376,000
	79	292,700	317,000	354,000	376,500
	80	293,100	317,900	355,100	377,000
	81	293,600	318,400	356,000	377,600
	82	294,000	319,200	357,000	378,100
	83	294,500	320,100	357,900	378,600
	84	295,000	320,900	358,900	379,100
	85	295,400	321,700	359,800	379,500
	86	295,800	322,600	360,600	379,900
	87	296,300	323,600	361,400	380,500
	88	296,800	324,600	362,200	381,000
	89	297,200	325,500	362,800	381,300
	90	297,700	326,500	363,400	381,800
	91	298,200	327,500	364,000	382,100
	92	298,700	328,500	364,600	382,400
	93	299,200	329,300	365,000	383,000
	94	299,600	330,000	365,400	383,500
	95	300,100	330,700	365,900	384,000
	96	300,700	331,300	366,300	384,500
	97	301,300	331,800	366,800	385,100
	98	301,800	332,100	367,200	385,600
	99	302,300	332,600	367,700	386,100
	100	302,800	333,200	368,100	386,500
	101	303,200	333,600	368,400	387,100
	102	303,700	334,100	368,900	387,600
	103	304,100	334,700	369,200	388,100
	104	304,500	335,200	369,500	388,600
	105	304,900	335,600	369,900	389,200
	106	305,300	336,100	370,400	389,600
	107	305,700	336,600	370,900	390,100
	108	306,000	337,100	371,400	390,600
	109	306,200	337,500	371,900	391,200
	110	306,500	337,800	372,400	
	111	306,700	338,100	372,900	
	112	307,000	338,400	373,300	
	113	307,300	338,700	373,700	
	114	307,500	339,100	374,100	
	115	307,800	339,400	374,600	
	116	308,000	339,700	375,100	
	117	308,300	339,900	375,500	
	118	308,500	340,200	376,000	

	119	308,800	340,500	376,500	
	120	309,100	340,700	377,000	
	121	309,400	340,900	377,300	
	122	309,700	341,200		
	123	310,000	341,500		
	124	310,300	341,800		
	125	310,500	342,000		
	126	310,700	342,300		
	127	311,000	342,600		
	128	311,400	342,800		
	129	311,600	343,000		
	130	311,900	343,200		
	131	312,200	343,500		
	132	312,600	343,700		
	133	312,800	344,000		
	134	313,100	344,400		
	135	313,400	344,800		
	136	313,700	345,200		
	137	313,900	345,500		
	138	314,200	345,900		
	139	314,500	346,300		
	140	314,800	346,700		
	141	315,000	347,000		
	142	315,300	347,400		
	143	315,700	347,700		
	144	316,000	348,100		
	145	316,200	348,400		
	146	316,400	348,800		
	147	316,700	349,200		
	148	317,000	349,600		
	149	317,200	349,900		
	150	317,400	350,300		
	151	317,700	350,700		
	152	318,000	351,100		
	153	318,400	351,400		
	154	318,600			
	155	318,800			
	156	319,100			
	157	319,400			
	158	319,700			
	159	320,000			
	160	320,300			
	161	320,700			
	162	321,000			
	163	321,300			

	164	321,600			
	165	322,000			
	166	322,300			
	167	322,600			
	168	322,900			
	169	323,300			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
	円	円	円	円	
	248,800	269,700	277,300	288,100	

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「、100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5」を「、100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第23条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改め、「100分の95」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第4条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

（瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「、「6月に支給する場合には100分の105（特定管理職にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」に改める。

第25条の2第1項中「100分の102.5（特定管理職員にあっては

、100分の122.5)」を「、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」に改める。

附則第5項を次のように改める。

（給与改定の時期）

5 納入条例又は納入条例に基づく規則（以下「条例等」という。）の改正により給与の額等に改定があった場合であって、会計年度任用職員の給与又は費用弁償について当該給与の額等の改定後の規定を準用し、又はその規定の例によるときは、当該会計年度任用職員の給与又は費用弁償の額等の適用については、改正後の条例等の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年後（施行日が4月1日であるときは、施行日の属する年度）から適用するものとする。

第6条 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改定する。

第16条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）」に改める。

第25条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額
		円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500

41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800

87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第32条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職務の級	1級	2級
	号給	給料月額
		円
1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14	245,400	271,500
15	247,400	272,200
16	249,400	273,000
17	251,400	274,100
18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900
34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800
38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200

54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000
58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900
67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100
71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000
95	300,100	330,700
96	300,700	331,300
97	301,300	331,800
98	301,800	332,100
99	302,300	332,600
100	302,800	333,200
101	303,200	333,600
102	303,700	334,100
103	304,100	334,700
104	304,500	335,200
105	304,900	335,600
106	305,300	336,100
107	305,700	336,600
108	306,000	337,100
109	306,200	337,500
110	306,500	337,800
111	306,700	338,100
112	307,000	338,400

113	307,300	338,700
114	307,500	339,100
115	307,800	339,400
116	308,000	339,700
117	308,300	339,900
118	308,500	340,200
119	308,800	340,500
120	309,100	340,700
121	309,400	340,900
122	309,700	341,200
123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	
166	322,300	
167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度

任用職員で規則で定めるものに適用する。

(瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第7条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第8条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第10条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（

次条において「改正後の議員報酬条例」という。) の規定及び第 9 条の規定による改正後の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次条において「改正後の常勤の特別職条例」という。)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の瑞穂市職員の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払と、第 7 条の規定による改正前の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第 9 条の規定による改正前の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）新旧对照表（第1条・第2条関係）

改正後（案）② (令和8年4月1日改定分)	改正後（案）① (令和7年4月1日遡及分)	現行
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>
<p>ア 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p>	<p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p>

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>1万400円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>1万円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>1万3,500円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>1万2,900円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>1万6,600円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>1万5,800円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>1万9,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>1万8,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>2万2,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>2万1,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>2万5,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>2万4,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>2万9,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>2万6,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>3万2,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>2万8,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>3万5,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>2万9,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>3万8,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>3万1,600円</u>
(3) 略 3~7 略 (宿日直手当)	(3) 略 3~7 略 (宿日直手当)	(3) 略 3~7 略 (宿日直手当)	(3) 略 3~7 略 (宿日直手当)

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては、100 分の 106.25	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> (行政職給料表の支給する場合に <u>100 分の 126.25</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては、100 分の 105)
3 略 (期末手当)	3 略 (期末手当)
第23条の 4 略	第23条の 4 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6 月に 100 分の 125</u> (行政職給料表の支給する場合に <u>6 月に 100 分の 126.25</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては、100 分の 105)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 23 条の 7 第 2 項において「特定管理職員」という。)にあっては、100 分の 105)
3 略 (期末手当)	3 略 (期末手当)
第23条の 4 略	第23条の 4 略
2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 万 3,500 円</u> を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。	2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 万 2,000 円</u> を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。
3 略 (期末手当)	3 略 (期末手当)
第23条の 4 略	第23条の 4 略
2 宿日直勤務 (次項の勤務を除く。) を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,700 円</u> (規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては <u>7,700 円</u>) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	2 宿日直勤務 (次項の勤務を除く。) を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,400 円</u> (規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては <u>7,400 円</u>) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。
3 略 (期末手当)	3 略 (期末手当)
第23条の 4 略	第23条の 4 略
2 宿日直勤務 (次項の勤務を除く。) を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,700 円</u> (規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては <u>7,700 円</u>) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。	2 宿日直勤務 (次項の勤務を除く。) を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,400 円</u> (規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては <u>7,400 円</u>) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）新旧対照表（第3条・第4条関係）		改正後（案）② (令和8年4月1日改定分)	改正後（案）① (令和7年4月1日遡及分)	現行
(給与条例)適用除外等)		(給与条例)適用除外等)		
第9条 略	第9条 略	第9条 略	第9条 略	第9条 略
2 特定期付職員に対する給与条例第23条の2 第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2 第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」と、 <u>■■■■■</u> とする。	2 特定期付職員に対する給与条例第23条の2 第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2 第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第23条の7第2項第1号中「 <u>100分の105.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	2 特定期付職員に対する給与条例第23条の2 第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2 第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、「 <u>100分の105.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	2 特定期付職員に対する給与条例第23条の2 第1項、第23条の4第2項及び第23条の7第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2 第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、「 <u>100分の105.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。	別表（第7条関係）

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
1	405,000	1	392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000

適用：（　　）令和7年4月1日遡及分
（　　）令和8年4月1日改定分

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瑞穂市条例第6号）新旧対照表（第5条・第6条関係）

	改正後（案）② (令和8年4月1日改定分)	改正後（案）① (令和7年4月1日遡及分)	現行
（勤勉手当）	（勤勉手当）	（勤勉手当）	（勤勉手当）
第16条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第16条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第16条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第16条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。
2 略	2 略	2 略	2 略
（勤勉手当）	（勤勉手当）	（勤勉手当）	（勤勉手当）
第25条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第25条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「6月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第25条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。	第25条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは、「前項の職員」と、「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）、 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。

5) 12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）	<p>5) 12月に支給する場合には100分の48.75と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略 附 則 (給与改定の時期)</p> <p>5 略 附 則 (給与改定の時期)</p> <p>5 第16条第1項及び第25条第1項の規定により給与条例第23条の4第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乘じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行わるときにおける会計年度任用職員の給与又は費用弁償について当該給与の額等の改定後の規定を準用し、又はその規定の例によるときは、当該会計年度任用職員の給与又は費用</p> <p>5) 12月に支給する場合には100分の48.75と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死</p>

<p><u>弁償の額等の適用について</u>は改正後の条例等の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年後（施行日が4月1日であるときは、施行日の属する年度）から適用するものとする。</p>	
別表第1（第4条関係）	略
別表第2（第4条関係）	略

適用： 令和7年4月1日遡及分
 令和8年4月1日改定分

<p>定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。</p>	
別表第1（第4条関係）	略

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）新旧対照表（第7条・第8条関係）		
改正後（案）② (令和8年4月1日改定分)	改正後（案）① (令和7年4月1日遡及分)	現行
（期末手当）	（期末手当）	（期末手当）
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>6月に支給する</u> 場合には <u>100分の230、12月に支給する</u> 場合には <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	
適用：（　　）令和7年4月1日遡及分 （　　）令和8年4月1日改定分		

瑞穂市常勤の特別職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）新旧対照表（第9条・第10条関係）		
改正後（案）② (令和8年4月1日改定分)	改正後（案）① (令和7年4月1日遡及分)	現行
（期末手当）	（期末手当）	（期末手当）
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、6月に支給する場合は <u>100分の230</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、6月に支給する場合は <u>100分の230</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

適用：（ ）令和7年4月1日遡及分
 （ ）令和8年4月1日改定分

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第1条、第2条

- 通勤手当の改定 <条例第16条関係> …①R7.4.1遡及適用
・「10キロ以上15キロ未満」から「60キロ以上」までの距離区分において引き上げ改定
- 宿日直手当の改定 <条例第23条関係> …①R7.4.1遡及適用
・勤務1回の支給額の限度を引き上げ改定
- 期末手当支給月数の改定 <条例第23条の4関係> …①R7.4.1遡及適用、②R8.4.1改定
- 勤勉手当支給月数の改定 <条例第23条の7関係> …①R7.4.1遡及適用、②R8.4.1改定

単位:月						
区分	改定前		改定①(R7.4.1遡及)		改定②(R8年度以降)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6ヶ月期	1.25 (1.05) <0.7>	1.05 (1.25) <0.5>	1.25 (1.05) <0.7>	1.05 (1.25) <0.5>	1.2625 (1.0625) <0.7125>	1.0625 (1.2625) <0.5125>
12ヶ月期	1.25 (1.05) <0.7>	1.05 (1.25) <0.5>	1.275 (1.075) <0.725>	1.075 (1.275) <0.525>	1.2625 (1.0625) <0.7125>	1.0625 (1.2625) <0.5125>
計	2.5 (2.1) <1.4>	2.1 (2.5) <1.0>	2.525 (2.125) <1.425>	2.125 (2.525) <1.025>	2.525 (2.125) <1.425>	2.125 (2.525) <1.025>
	4.6 <2.4>		4.65 <2.45>		4.65 <2.45>	

※()内は特定管理職員

※< >内は定年前再任用短時間勤務職員

○ 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …①R7.4.1遡及適用

各給料表を引上げ(平均3.3%)

・30歳台後半までの職員が在職する号級に重点を置いた改定

・その他の職員が在職する号級については、改定額を遞減させつつ引き上げ改定

・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・改正条例第3条、第4条

- 期末手当・勤勉手当支給月数の改定 <条例第9条関係> …①R7.4.1遡及適用、②R8.4.1改定

単位:月

区分	改定前		改定①(R7.4.1遡及)		改定②(R8年度以降)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6ヶ月期	0.95	0.875	0.95	0.875	0.9625	0.8875
12ヶ月期	0.95	0.875	0.975	0.9	0.9625	0.8875
計	1.9	1.75	1.925	1.775	1.925	1.775
	3.65		3.7		3.7	

- 給料表の改定 <条例別表関係> …①R7.4.1遡及適用

瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

・改正条例第5条、第6条

- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …②R8.4.1改定

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第7条～第10条

- 期末手当支給月数の改定 <いすれも条例第5条関係> …①R7.4.1遡及適用、②R8.4.1改定

単位:月

区分	改定前		改定① (R7.4.1遡及)		改定② (R8年度以降)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6ヶ月期	2.3		2.3		2.325	
12ヶ月期	2.3		2.35		2.325	
計	4.6		4.65		4.65	

令和 7 年度

瑞穂市補正予算書

令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 1 月定例議会

目 次

令和 7 年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第 79 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）	2
議案第 80 号 令和 7 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 1 号）	13

令 和 7 年 度 瑞 穂 市 補 正 予 算 総 括 表

(単位:千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		25,206,577	615,539	25,822,116	
特別会計	國 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	4,704,954	0	4,704,954	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	825,162	0	825,162	
	小 計	5,530,116	0	5,530,116	
企業会計	水 道 事 業 会 計	1,067,205	36	1,067,241	
	下 水 道 事 業 会 計	3,474,298	0	3,474,298	
	小 計	4,541,503	36	4,541,539	
合 計		35,278,196	615,575	35,893,771	

令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度瑞穂市的一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ615,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,822,116千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年12月19日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		4, 088, 548	636, 314	4, 724, 862
	2国庫補助金	954, 384	636, 314	1, 590, 698
18 繰入金		2, 403, 990	△20, 775	2, 383, 215
	2基金繰入金	2, 401, 022	△20, 775	2, 380, 247
歳入合計		25, 206, 577	615, 539	25, 822, 116

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10, 184, 017	219, 670	10, 403, 687
	2児童福祉費	4, 678, 798	219, 670	4, 898, 468
4衛生費		1, 928, 941	38, 720	1, 967, 661
	3水道費	39, 010	38, 720	77, 730
6農林水産業費		221, 428	4, 019	225, 447
	1農業費	221, 428	4, 019	225, 447
7商工費		50, 818	353, 130	403, 948
	1商工費	50, 818	353, 130	403, 948
歳出合計		25, 206, 577	615, 539	25, 822, 116

第2表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	219,670千円
07 商工費	01 商工費	かきりん振興券事業	353,130千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金	4, 088, 548	636, 314	4, 724, 862
18 繰 入 金	2, 403, 990	△20, 775	2, 383, 215
歳 入 合 計	25, 206, 577	615, 539	25, 822, 116

(歳 出)

(単位:千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3 民 生 費	10, 184, 017	219, 670	10, 403, 687	219, 670			
4 衛 生 費	1, 928, 941	38, 720	1, 967, 661	38, 720			
6 農 林 水 産 業 費	221, 428	4, 019	225, 447	4, 019			
7 商 工 費	50, 818	353, 130	403, 948	353, 130			
10 教 育 費	3, 588, 917	0	3, 588, 917	20, 775		△20, 775	
歳 出 合 計	25, 206, 577	615, 539	25, 822, 116	636, 314		△20, 775	

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	334,994	416,644	751,638	1 総務費補助金	416,644	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	227,203	219,670	446,873	2 児童福祉費補助金	219,670	物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金
計	954,384	636,314	1,590,698			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 ふるさと応援基金繰入金	1,090,714	△20,775	1,069,939	1 ふるさと応援基金繰入金	△20,775	ふるさと応援基金繰入金
計	2,401,022	△20,775	2,380,247			
合 計	25,206,577	615,539	25,822,116			

【一般会計】

- 7 -

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
8 物価高対応 子育て応援 手当費	0	219,670	219,670	219,670				3 職員手当等	300	時間外勤務手当
								10 需用費	300	消耗品費等 印刷製本費
								11 役務費	2,391	通信運搬費 手数料
								12 委託料	5,679	業務委託料 人材派遣委託料 システム改修委託料 行政事務委託料 アウトソーシング
								18 負担金、補助及び交付金	211,000	補助金 物価高対応子育て応援手当
										211,000
計	4,678,798	219,670	4,898,468	219,670						

(款) 4 衛生費

(項) 3 水道費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 上水道費	39,010	38,720	77,730	38,720				27 繰出金	38,720	水道事業会計繰出金
計	39,010	38,720	77,730	38,720						

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
3 農業振興費	58,075	4,019	62,094	4,019				10 需用費	5	消耗品費等
								11 役務費	14	通信運搬費 手数料

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
								18 負担金、補助及び交付金	4,000	補助金 物価高騰対策支援補助金 4,000
計	221,428	4,019	225,447	4,019						

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
2 商工業振興費	31,686	353,130	384,816	353,130				10 需用費	2,805	消耗品費等 10 印刷製本費 2,795
								11 役務費	21,460	通信運搬費 21,160 手数料 300
								12 委託料	6,865	業務委託料 換金作業委託料 4,400 行政事務委託料 アウトソーシング 2,465
								18 負担金、補助及び交付金	322,000	補助金 かきりん振興券補助金 322,000
計	50,818	353,130	403,948	353,130						

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
4 給食センタ一費	717,029	0	717,029	20,775			△20,775			(財源補正)
計	850,686	0	850,686	20,775			△20,775			
合 計	25,206,577	615,539	25,822,116	636,314			△20,775			

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 352	885,247	1,307,834	1,181,718	3,374,799	575,439	3,950,238	
補正前	(3) 352	885,247	1,307,834	1,181,418	3,374,499	575,439	3,949,938	
比較	(0) 0	0	0	300	300	0	300	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補正後	29,161	40,749	20,001	18,355	263	140,046	1,157
職員手当 の内訳	補正前	29,161	40,749	20,001	18,355	263	139,746	1,157
	比較	0	0	0	0	0	300	0
	区分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	0	1,075	22,762	431,796	306,393	169,960	0
	補正前	0	1,075	22,762	431,796	306,393	169,960	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 349	0	1,298,603	971,004	2,269,607	429,777	2,699,384	
補正前	(3) 349	0	1,298,603	970,704	2,269,307	429,777	2,699,084	
比較	(0) 0	0	0	300	300	0	300	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿直手当 (千円)
	補正後	29,161	40,471	20,001	18,159	263	138,156	1,157
	補正前	29,161	40,471	20,001	18,159	263	137,856	1,157
	比較	0	0	0	0	0	300	0
	区分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	0	1,075	22,762	283,045	247,718	169,036	0
	補正前	0	1,075	22,762	283,045	247,718	169,036	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0

イ. 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(573) 3	885,247	9,231	210,714	1,105,192	145,662	1,250,854	
補正前	(573) 3	885,247	9,231	210,714	1,105,192	145,662	1,250,854	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補正後	0	278	0	196	0	1,890	0
	補正前	0	278	0	196	0	1,890	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0
	区分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	0	0	0	148,751	58,675	924	0
	補正前	0	0	0	148,751	58,675	924	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
職員手当	300	その他の増減分	300 時間外勤務手当	300

令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度瑞穂市の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度瑞穂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	632, 496 千円	36 千円	632, 532 千円
第1項 営業収益	555, 387 千円	△38, 684 千円	516, 703 千円
第2項 営業外収益	77, 109 千円	38, 720 千円	115, 829 千円
支 出			
第1款 水道事業費	608, 388 千円	36 千円	608, 424 千円
第1項 営業費用	597, 622 千円	36 千円	597, 658 千円

第3条 予算第7条中「37, 303千円」を「76, 023千円」に改める。

令和7年12月19日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

令和7年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益	1 営 業 収 益		632,496	36	632,532	
		1 給 水 収 益	555,387	△38,684	516,703	
	2 営業外収益		550,772	△38,684	512,088	
		2 他 会 計 補 助 金	77,109	38,685	115,794	
			37,303	38,720	76,023	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費	1 営業費用		608,388	36	608,424	
		2 配水及び給水費	597,622	36	597,658	
			304,174	36	304,210	

令和7年度 瑞穂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(間接法により作成)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△損失）	16
減価償却費	244, 229
固定資産除却費	15, 545
その他の引当金の増減額（△は減少）	321
長期前受金戻入額	△38, 111
受取利息及び受取配当金	△1, 125
支払利息及び企業債取扱諸費	3, 427
未収金の増加額（△は増加）	63, 191
未払金の増減額（△は減少）	<u>60, 316</u>
小 計	347, 809
利息及び配当金の受取額	1, 125
利息の支払額	<u>△3, 427</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	345, 507

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△371, 909
	一般会計負担金等による収入	63, 707
	工事負担金等による収入	1, 590
	加入金収入	<u>26, 690</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△279, 922
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△50, 392</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△50, 392
	資金増加額（又は減少額）	15, 193
	資金期首残高	<u>1, 020, 231</u>
	資金期末残高	1, 035, 424

令和7年度 瑞穂市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
--	------	------	------	------

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土	地	3 6 0, 2 7 1
ロ 立	木	1, 1 1 5
ハ 建	物	4 5 2, 9 8 4
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2 1 2, 9 9 1</u>	2 3 9, 9 9 3
二 構 築 物	9, 7 8 1, 5 3 0	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4, 6 0 2, 1 7 0</u>	5, 1 7 9, 3 6 0
ホ 機 械 及 び 装 置	1, 5 5 3, 6 9 1	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 7 5 8, 8 3 3</u>	7 9 4, 8 5 8
ヘ 車両 運 搬 具	1, 8 7 8	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1, 7 8 4</u>	9 4
ト 工 具 、 器 具 及 び 備 品	9, 5 6 6	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6, 9 8 2</u>	2, 5 8 4
チ 建 設 仮 勘 定		<u>2 8, 3 0 0</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		6, 6 0 6, 5 7 5

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権	2, 861
ロ 電 話 加 入 権	<u>228</u>
無 形 固 定 資 産 合 計	<u>3, 089</u>
固 定 資 産 合 計	6, 609, 664
2 流 動 資 產	
(1) 現 金 預 金	1, 035, 424
(2) 未 収 金	94, 256
貸 倒 引 当 金	<u>△435</u>
(3) 貯 藏 品	<u>93, 821</u>
流 動 資 產 合 計	<u>1, 137, 631</u>
資 產 合 計	<u>7, 747, 295</u>
負 債 の 部	
3 固 定 負 債	
(1) 企 業 債	
イ 建設改良費等の財源に充てるた めの企業債	<u>79, 482</u>
企 業 債 合 計	79, 482
(2) 引 当 金	
イ そ の 他 引 当 金	<u>17, 500</u>
引 当 金 合 計	<u>17, 500</u>
固 定 負 債 合 計	96, 982

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

47, 617

企 業 債 合 計

47, 617

(2) 未 払 金

174, 891

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

4, 136

ロ 法 定 福 利 費 引 当 金

791

引 当 金 合 計

4, 927

(4) そ の 他 流 動 負 債

12, 079

流 動 負 債 合 計

239, 514

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

1, 991, 690

(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

△945, 730

繰 延 収 益 合 計

1, 045, 960

負 債 合 計

1, 382, 456

資 本 の 部

6 資 本 金

3, 920, 630

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ そ の 他 資 本 剰 余 金 1, 447, 105

資 本 剰 余 金 合 計

1, 447, 105

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 95, 000

ロ 建 設 改 良 積 立 金 637, 544

ハ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金 264, 560利 益 剰 余 金 合 計 997, 104剩 余 金 合 計 2, 444, 209資 本 合 計 6, 364, 839負 債 資 本 合 計 7, 747, 295

